

令和 7 年 3 月 24 日
不動産・建設経済局 建設業課
建設振興課

「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」 のモデル事業の事例集を作成しました

～今求められる建設工事の効率化による働き方改革の実現とは～

昨年4月から始まった建設業の時間外労働規制の適用を踏まえ、働き方改革の実現に向け、「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」のモデル事業を実施しました。

今般、モデル事業の成果をまとめた事例集を作成しましたので公表します。

1. モデル事業について

建設業における罰則付き時間外労働上限規制が令和6年4月に適用され、これまで以上に働き方改革の推進が求められることとなり、建設業の一層の効率化と生産性向上が急務となっています。

一方で、建設現場においては、効率的な工事が必ずしも実施されていないなどの課題があります。

これらの背景を踏まえて、効率的な建設工事の実施に向けた課題を実践的に解決するために、モデル事業者を公募により採択し、モデル事業として効率的な建設工事の促進に向けた取り組みを実施しました。

今般、その成果をまとめた事例集を作成しましたので、公表します。

2. その他

事例集の普及を図るため、モデル事業実施動画及びパンフレットを作成しました。事例集を含め、詳細は、以下URLを御確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00074.html

【問い合わせ先】

不動産・建設経済局 建設業課 黒田、寺田、瀬口
建設振興課 石井

代表：03-5253-8111（内線 24-758）、直通：03-5253-8277